



ひとり親家庭・障がい児支援

ひとり親家庭への支援

問 こども家庭課 家庭支援担当 TEL.27-7550

◆ 母子・父子自立支援員

ひとり親家庭などの様々な相談に応じ、その自立に必要な情報提供などを行います。お気軽にご相談ください。

◆ 自立支援給付金事業

ひとり親家庭の父または母への自立支援として、以下の給付金があります。

事前相談が必要です。受講前にご相談ください。

①自立支援教育訓練給付金

雇用保険制度の教育訓練給付を受けられない方でも、教育訓練講座を受講する場合に、同様の給付が受けられる場合があります。

②高等職業訓練促進給付金

看護師や保育士など就職の際に有利となる資格取得のために専門学校などの養成機関で修学する場合に、生活費を支援するための給付金を支給します。

③ひとり親家庭生活応援給付金等

高等職業訓練促進給付金の給付を受けている場合に、生活費の上乗せ支給や民営借家の賃貸料、通学費の補助などを行います。

④高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講する場合に給付金を支給します。ひとり親家庭の20歳未満のお子さんも対象です。

◆ ひとり親家庭子育て生活支援事業

小学校修了前のお子さんがあるひとり親の父または母が、けがや病気、急な仕事や冠婚葬祭などで一時的に家事や育児ができないとき、家庭生活支援員がお手伝いをします。事前に登録が必要です。

◆ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

お子さんの進学や家庭の自立のための資金を無利子でお貸しします。事前相談が必要です。

◆ ひとり親家庭雪下ろし助成事業

住居の屋根の雪下ろしなどを自力で行うことが困難で、親族からの支援を受けられないひとり親家庭に対して、冬期間(12月～3月)の間に、雪下ろしに要した費用のうち1回あたり10,000円までを年3回(一部地域4回)を上限として助成します。原則として、事前登録が必要です。

障がい児支援

●障がい児支援

子どもの発達・障がいなどの相談

お子さんの発達や障がいなどについて様々な相談に応じます。お気軽にご相談ください。

相談先	電話
米沢市児童発達支援センター ひまわり学園	21-1330
社会福祉課障がい者支援室 障がい児支援担当	22-5111(代)

相談支援

◆ 内 容

障がい児支援について、専門の相談員が生活全般にわたる様々な相談に応じ、ご利用できる福祉サービスや関係機関をご紹介しますなどお子さんとご家族を支援します。利用料は無料です。お気軽にご相談ください。

あずさ

住所:大字三沢26100番地の14

TEL:24-4335

開所時間:8:30～17:00

(土・日曜日、祝日及び年末年始を除く)

しょうがい者地域生活支援事業所「すてっぷ」

住所:東2丁目8-54 TEL:22-0703

開所時間:9:30～17:00

(奇数週の土曜と偶数週の木曜、日曜、祝日及び年末年始を除く)

障がいのあるお子さんや家族への支援

申・問 社会福祉課障がい者支援室 TEL.22-5111(代)

以下のサービスを利用される場合は、事前に支給申請及び決定が必要です。
利用できる事業所などについては、上記にお問い合わせください。

◆ 児童発達支援

就学前の障がいのあるお子さんを対象に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練の指導、家族への支援を行います。保育所・認定こども園・幼稚園との併用も可能です。

◆ 放課後等デイサービス

小学校1年生～高等学校在学中の障がいのあるお子さんを対象に、放課後や長期休暇中に生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進を行います。

◆ 保育所等訪問支援

発達の遅れやかたよりが気になるお子さんで、保育所や学校などの集団生活を行う施設に通うお子さんを対象に、その施設を訪問し、集団生活に適應するための専門的な支援や支援方法についてアドバイスします。

◆ 居宅介護(ホームヘルパー)・短期入所(ショートステイ)サービス

障がいのあるお子さんを自宅において介護したり、宿泊を伴う介護を行います。

◆ 日中一時支援事業

障がいのあるお子さんを一時的に預かり、家族の社会参加の促進や負担軽減を行います。

◆ 移動支援事業

屋外での移動に困難な障がいのあるお子さんの外出をヘルパーなどがお手伝いします。

幼児ことばの教室

申・問 米沢市立ひまわり学園 住所:中央6丁目1-45 TEL.21-0304

◆ 内 容

米沢市内に住む就学前のお子さんを対象に、ことばに関する相談や個別指導を行います。費用は無料です。

◆ 実施している施設、開設日、開設時間

米沢市立ひまわり学園

相談 月～金曜日 9:00～17:00

指導訓練 月～金曜日 14:30～17:00

※発達障がい児等支援事業、その他障がい児支援に関する事業も行っています。

障
ひ
が
い
り
親
支
援
家
庭

各種手当

申・問 社会福祉課 障がい者支援室障がい児支援担当 TEL.22-5111(代)

◆ 障害児福祉手当

20歳未満で心身に障がいがあり、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方、本人へ支給されます。(所得による支給制限あり。)

◆ 特別児童扶養手当

父母または養育者が、精神または身体に障がいのある20歳未満の方を監護し、養育している場合に支給されます。(所得による支給制限あり。)

◆ 重度心身障がい児養育手当

満3歳以上、20歳未満の重度の障がいのある方を養育している方に支給されます(身体障害者手帳1級か2級、療育手帳A、特別児童扶養手当1級に該当する児童)。